

# もし病気やけがをしたときは…？ ～傷病手当金～

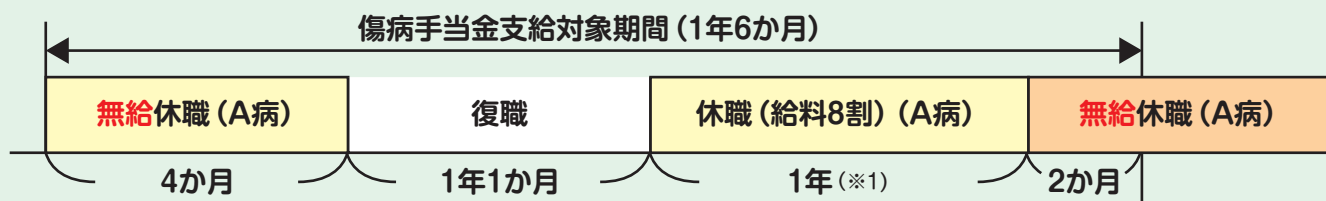


## ○傷病手当金の支給要件と支給期間

- 支給要件** 組合員が公務によらない病気または負傷により療養のため引き続き勤務に服することができないときに、勤務に服することができなくなった日以後3日を経過し、報酬の全部または一部が支給されなくなったとき。
- 支給期間** 同一傷病について、待機期間3日を経過した日から通算して1年6か月間。  
※傷病手当金の支給が満了した日の翌日から引き続き勤務ができない場合、傷病手当金の支給期間が満了した翌日から6か月に達するまで傷病手当金附加金が支給される。

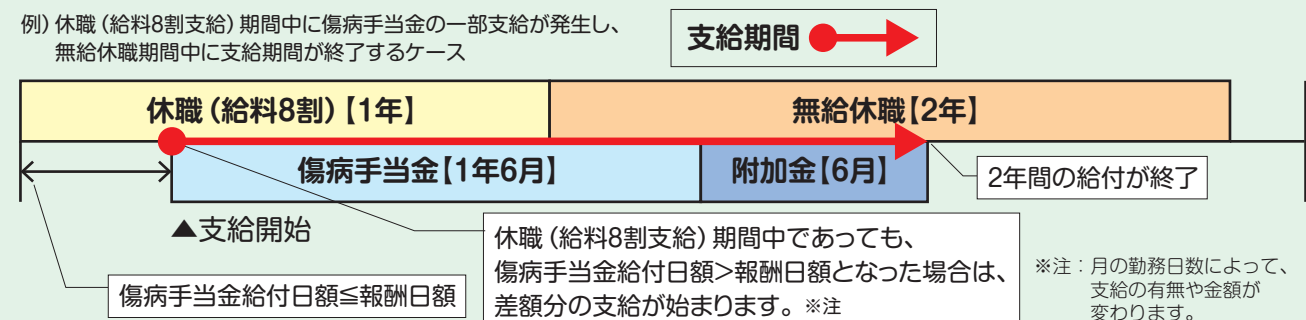
## ○傷病手当金に関するQ & A

- Q** 以前、同じような病気で休職していたことがあります。傷病手当金は支給されますか？
- A** 「同一の傷病」とは、1回の病気または負傷であって、治癒するまでをいい、**傷病名が異なっても相互に因果関係のある傷病**であれば同一傷病となります。  
過去に同一の傷病で休職していたことがあり、いったん復職した後、その病気が治癒することなく再度休職に入った場合は、両休職期間を通算します。  
また、勤務をしなかった期間に報酬が支給された期間があった場合（以下※1の期間）は、その期間も傷病手当金の支給期間に算入されます。



- Q** 退職後、傷病手当金は支給されますか？
- A** 1年以上組合員であった方が退職したときに、傷病手当金の支給要件を満たしている場合は、退職しなかったならば受けられる期間について**継続して支給されます**。ただし、ご自身で健康保険の掛け金を負担し（国民健康保険が共済組合の任意継続に加入していること。被扶養者は支給不可）かつ**継続して就労することができない旨の医師の証明**が毎月必要となります。  
なお、退職後は**傷病手当金附加金の支給はありません**。

- Q** 平成27年10月から標準報酬制が始まりましたが、注意することはありますか？
- A1** 報酬との調整について  
平成27年10月より休職中に報酬の一部が支給された場合であっても、傷病手当金が一部支給されることがあります。また、一度支給が始まると、以後の期間については報酬日額が傷病手当金給付日額を上回ったとしても、傷病手当金の支給期間に算入することになり、無給休職期間中に傷病手当金の支給が終了する場合があります。  
一部支給される対象かどうかを**試算**する必要がありますので、**1年目の休職開始時に所属の担当までご相談ください**。



- A2** 各種年金等の調整について  
障害共済(厚生)年金、障害基礎年金等が支給された場合、傷病手当金の支給額が**調整**されます。平成27年10月からは在職中の方でも障害共済(厚生)年金を受給できるようになりましたので、ご注意ください。  
**遡って年金が支給された場合**は、傷病手当金の返還が生じることがあります。

# 医療費の公費助成を受けている方は、 届出が必要です！



公費負担医療制度の対象者については、医療費の審査に当たり、自己負担限度額を正確に把握し、当共済組合と市町村との間で給付金額を調整する必要がありますので、下記の表のとおり届出をしてください。  
当共済組合への届出が行われず、医療費の二重給付が判明した場合、医療費の返還請求が発生する可能性もありますので、御承知おきください。  
また、**償還払い(※)の手続きを市町村役場の窓口で行う際は、共済組合から発行した「給付決定通知書」を必ず御提示ください**。二重給付の防止に御協力をお願いします。  
なお、届出書については公立学校共済組合千葉支部HPからダウンロードできます。

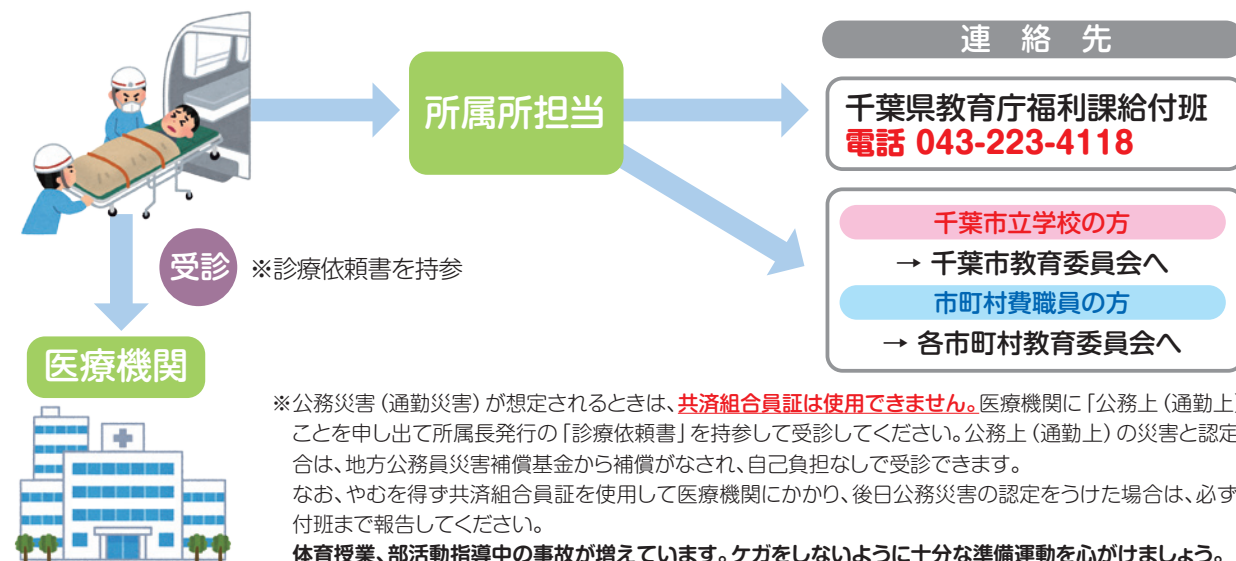
公費助成の種類	提出書類
重度心身障害者(児)医療費助成の対象者 <b>【必ず届出が必要】</b>	・重度心身障害者医療費助成届出書 ・受給券の写し
子ども医療費助成の対象者 <b>【必ず届出が必要】</b>	・子ども医療費助成届出書 ・受給券の写し
国の法律に基づく医療費助成の対象者 (難病、小児慢性など) (※)償還払いが発生した場合のみ	・公費負担医療助成届出書 ・受給券の写し
地方自治体の条例に基づく医療費助成の対象者 (ひとり親家庭医療費助成など) (※)償還払いが発生した場合のみ	・公費負担医療助成届出書 ・受給券の写し

(※) 医療機関窓口で一旦医療費の定率負担額(2割～3割)を支払い、後日、市町村に公費助成の申請をすること。県外の医療機関を受診した時や受給券を見せなかった時は償還払いとなります。

# 公務中や通勤途中でケガをしたら



公務中や通勤途中で負傷等したときは、災害補償制度の対象となり得ます。  
被災した場合は、所属所を通じて速やかに「公務災害連絡受付簿」を送付(Fax)してください。



※公務災害(通勤災害)が想定されるときは、**共済組合員証は使用できません**。医療機関に「公務上(通勤上)である」ことを申し出て所属長発行の「診療依頼書」を持参して受診してください。公務上(通勤上)の災害と認定された場合は、地方公務員災害補償基金から補償がなされ、自己負担なしで受診できます。  
なお、やむを得ず共済組合員証を使用して医療機関にかかり、後日公務災害の認定をうけた場合は、必ず福利課給付班まで報告してください。  
体育授業、部活動指導中の事故が増えています。ケガをしないように十分な準備運動を心がけましょう。